

財関第341号  
平成27年3月31日

各税関長殿  
沖縄地区税関長殿

関税局長 宮内 豊

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行及び税関業務の運用改善を図るために、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成27年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（税関様式の一部改正）

税関様式C第5290-9号を別紙5-1のように、税関様式C第5290-15(1)号を別紙5-2のように、税関様式C第5360号を別紙5-3のように、税関様式C第5640号を別紙5-4のように、税関様式C第5642号を別紙5-5のように、税関様式C第5644号を別紙5-6のように、税関様式C第5660号を別紙5-7のように、税関様式C第5662号を別紙5-8のように、税関様式C第5840号を別紙5-9のように、税関様式C第5842号を別紙5-10のように、税関様式C第5844号を別紙5-11のように、税関様式C第5860号を別紙5-12のように、税関様式C第5862号を別紙5-13のように、税関様式C第5863号を別紙5-14のように、税関様式C第5866号を別紙5-15のように、税関様式C第5868号を別紙5-16のように、それぞれ改めるとともに、税関様式P第8020号を削除する。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5-17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第6 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。